

掛川市条例第2号

掛川市布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例をここに公布する。

平成24年3月30日

掛川市長

(別紙)

掛川市布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条及び第19条第3項の規定に基づき、水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格を定めるものとする。

(布設工事監督者の配置基準)

第2条 法第12条第1項の条例で定める水道の布設工事は、掛川市水道事業の布設工事とする。

(布設工事監督者の資格)

第3条 法第12条第2項の条例で定める資格は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第4条及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。）第9条に規定する資格とする。

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項の条例で定める資格は、政令第6条及び省令第14条に規定する資格とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。